

大船渡市危険空き家除却工事補助金交付要領

(目的)

第1 この要領は、大船渡市危険空き家除却工事補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(危険空き家の要件)

第2 要綱第2第1項イに規定する危険性は、別表1に定める危険空き家判定基準表により判定し、評点の合計が100点以上の場合に危険性があるものとする。ただし、故意に破壊されたと判断されるものはこの評点に含まない。

(補助対象経費の限度)

第3 要綱第6で規定する対象経費の限度は補助対象工事を行う年度ごとに定めるものとし、その額は国土交通省が通知する「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」において規定する不良住宅等除却費のうち除却工事費とする。

(事前調査の特例)

第4 補助対象空き家が大船渡市空家等対策の推進に関する条例第5条第1項の規定による認定を受けた特定空家等である場合、市長は、要綱第8第2項に定める現地における事前調査を省略することができる。

(申請等の委任)

第5 補助を受けようとする者（以下、申請者という。）及び補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助対象者」という。）は、要綱第9、要綱第11、第12並びに第14に規定する申請等の手続きを委任することができる。

2 前項の手続きを行う場合、申請者及び補助対象者は申請書類に委任状（別紙様式1）を添付しなければならない。

附 則（令和3年4月1日都市整備部長決裁）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 危険空き家等判定基準表

判定区分		判定項目	判定内容	評点	判定	小計
1	構造一般の程度	耐震性	(1)昭和56年5月以前の耐震構造基準により建築されたもの	25		
		外壁	(1)外壁の構造が粗悪なもの	25		
2	構造の腐朽又は破損の程度	基礎・土台・柱又ははり	(1)柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25		
			(2)基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損しているもの等大修理を要するもの	50		
			(3)基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
		外壁	(1)外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15		
			(2)外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25		
		屋根	(1)屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15		
			(2)屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25		
			(3)屋根が著しく変形したもの	50		
		3	防火上または避難上の構造の程度	外壁	(1)延焼のおそれのある外壁があるもの	10
(2)延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20					
屋根	(1)屋根が可燃性材料でふかれているもの			10		
4	排水設備	雨水	(1)雨どいがないもの	10		
合計						点

備考) 1つの判定項目につき該当判定内容が複数ある場合は、当該判定項目についての評点は、該当判定内容に対応する各評点のうち最も高いものとする。